

## 平成25年度第3回「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」会議録

- 1 日 時 平成25年10月2日(水) 10時から11時30分
- 2 場 所 市役所車庫棟 2階 23会議室
- 3 出席者 16名  
太田 嘉一 委員、篠原 茂 委員、長野 美和子 委員、沖 則文 委員、  
石山 滋子 委員、坂上 禔規 委員、白石 真奈美 委員、渡邊 美保子 委員  
高橋 利夫 委員、阿部 由美子 委員、山田 ミワ子 委員、山田 初代 委員  
羽田 正晴 委員、横井 良枝 委員、関 福生 委員  
事務局 人権擁護課課長 武方 弘行、副課長 曾我部 裕彦  
欠席者 5名  
久石 保 委員、伊藤 孝嗣 委員、越智 千鶴子 委員、檜垣 マサ子委員  
可児 正紀 委員
- 4 傍聴人 なし
- 5 協議題
  - (1) 新居浜市人権施策基本方針の見直しについて
  - (2) その他

### 事務局

定刻がまいりましたので、ただ今から、平成25年度「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。

本日は、15名の委員のご出席を頂いており過半数を超えておりますので、審議会規則第5条第2項より、本会は成立している事をご報告いたします。

会に入る前に、今回から新しく委員に委嘱されましたお二人を紹介いたします。

市議会議員、太田嘉一委員、同篠原 茂委員さんです。宜しくお願いいたします。

### 会長

おはようございます。

本日は前回の審議会で、訂正や追加のご意見があった箇所を修正いたしましたので、ご審議していただきたいと思っております。

### 事務局

説明に入る前に、前回の会の時に回答が必要な質問がありましたので、ご説明いたします。高齢者の項目で、新居浜市の75歳以上の独居老人数でしたが、65歳以上34,729人 高齢化率27.9%、75歳以上18,136人、後期高齢化率14.6%、独居老人数 男842人、女3,344人、計4,186人となっております。

次に障がい者の項目で、障害の「害」のつかいかたについて、新居浜市では平成23年10月付けで「障がい」の表記の使用に関する取扱いについて通知がありました。

戦前では「障礙」と表記されていましたが、戦後、昭和22年に公布された当用漢字表に「礙」がなくなり「害」の字が代用されるようになりました。障害者が社会や人に害悪を与えるなどのマイナスイメージがあり、国で検討されている表記見直しの結論がでるまでの間、ノーマライゼーションの理念を推進するうえからも、新居浜市では「障がい」と表記いたします。

次に女性の項目では、新居浜市役所の職員と管理職の男女比でございますが、平成25年4月現在で、全体が894名うち男568人比率63.53%・女326人、比率36.47%で管理職、全体266人のうち男229人、比率86.10%・女37人、比率13.90%となります。

それでは、資料について青字については、前回の審議のなかで、ご承認いただいたものです。赤字は前回変えるようご意見のあったものや今回変更しようとする箇所です。

そのなかで、3番目の高齢者ですが、最新の数値に入れ替えたく、2013（平成25）年には4人に1人となり（2035）年には3人に1人が高齢者という超高齢社会の到来が予想されます。

本市においても、高齢化率が27.3%〔2012（平成24）年10月現在〕と全国平均を3.2ポイント上回っており、に入れ替えました。

4番の障害者のなかで、前回「害」の使い方で間違いのあった「害」を「がい」に訂正いたしました。

それと、用語解説のなかに障害の「害」の取り扱いについて、みなさんに分かるように付け加えました。

6番の外国人のところでは、ページの真ん中あたりですが、「おり」を「います」に訂正いたしました。

10番のアイヌのところですが、課題名の「アイヌ民族の人々」の表現について、全国的にも「アイヌの人々」で表されているし、県や国においても「アイヌの人々」と表記されているため「アイヌの人々」に訂正いたしました。

11番のインターネットのところですが、課題名の「インターネット等による人権侵害被害者」についても全国的に使われておらず、国や県にも習いまして「インターネット等による人権侵害」に訂正いたしました。

それと赤字のところですが、前回の会でSNSについて、色々ご意見をいただきましたので、三行ほどになりましたが、新しく加えさせていただきました。また、SNSの用語解説についても加えております。

あとの「その他」については、前回にご承認いただいておりますので、変わっておりません。

ここまでについて、ご審議いただいたらと思います。

会長

これまでで何か意見ございませんか。

それでは課題別にご審議いただいたらと思いますが、まず、最初の同和問題でご意見ございませんでしょうか。

委員

同和問題のなかで中段付近にある「取組んで」のところは「取り組んで」が正しい書き方です。

他にございませんか、それでは次の「こども」の課題でなにかございませんか。

委員

ここも「取組む」の書き方が誤っているのと、「されるなど」のところが、表現上必要ないと思います。

また、「子育て支援総合推進モデル市」に指定されとありますが、これは国が指定したのですか。

事務局

国の指定か県の指定なのか確認しておきます。それと、どこが指定したかを加えるべきか否かも考えてみます。

委員

「こども」のところで他にないでしょうか、ないようなので次の「高齢者」では何かございませんか。

会長

ないようなので、次の「障がい者」ではなにかございませんか。

委員

新居浜市の「害」の表現は国や県とは違うんですが、新居浜市の施設などはどのような表記にされているのですか。

事務局

施設はひらがな表記に変わっておりますが、一部看板等で直ってない場合があるかもしれません。

委員

四行目の「障がい者制度改革推進本部」のところは国が設置したのですか、ならひらがな表記はおかしいのと、新居浜市が作ったようにも思えますので、入れた方がはっきりするのかなと思います。また、下から四行目の「害」は、かぎカッコではないのに漢字なのですが、どうなのでしょう。

事務局

ひらがなで合っていると思いますが、再度確認し、分かり易いように国とか県とか入れます。また、下から四行目の「害」についても確認いたします

会長

次の女性のところで何かありませんか。

会長

ないようなので、次の外国人ではどうでしょうか。

「新居浜市国際化基本計画」（2009（平成21）年度から2013（平成25）年度の5カ年計画）を策定したとありますが、これは無くなるのか、引き続き策定されるのかによって、末尾の言葉の表現を変えなければいけないと思いますが。

事務局

担当課で確認いたしまして、その結果により、表現について検討いたします。

会長

他にありませんか、ないようなので次のH I V感染者・ハンセン病回復者について、ご意見ありませんか。

委員

特にのところに点が必要なのと、「こうした、感染症」のところは改行したほうがよいのと、「迅速な提供とともに、」と「正しい理解をもって」のところは別物と思われるので、内容を確認して話を分けた方がいいと思います。

事務局

もう一度、事務局の方で考えてみます。

会長

他にありませんか、それでは8番の犯罪被害者について何かございませんか。

委員

六行目のところに、「そこで」で繋いだ方が良いと思います。

それと、青字の二行目で、「負担金を支出し」になっていますが、県下11市が出し合うのだから役所言葉なら「拠出」ではありませんか。

また、「支援を行います。」のところでは、この冊子が出来る平成26年4月では行っているのだから、「行って」が正しいのでは。

事務局

訂正しておきます。

会長

ないようなので、10番アイヌの人々についてはどうでしょうか。

委員

用語解説で「ユーカラともいいます」とありますが、ユーカラの解説で「ともいいます」はおかしいのではありませんか。

事務局

訂正いたします。

会長

次の11番インターネット等による人権侵害では何かありませんか。

委員

プロバイダ責任制限法や個人情報保護法とありますが、それぞれ、カギ括弧が必要ではないですか。

事務局

分かりました、カギ括弧をいれておきます。

委員

Facebookの最後にuが付いています。

事務局

失礼しました。削除しておきます。

委員

それと、概要とありますが、概要を説明しているのですか、必要ないと思いますが。

事務局

分かりました、削除しておきます。

委員

「ネットワーキング・サイトとさる」の「さる」の部分の言葉がおかしいのではなすか。

事務局

間違っておりますので、訂正いたします。

会長

1 2 番の北朝鮮による日本人拉致について何かございませんか。

委員

下から四行目の「一週間が」になっていますが、最後が「することとされています」と書かれているので、「が」ではなく「を」が正しいではありませんか。

事務局

分かりました、訂正しておきます。

会長

最後のその他では何かありませんか。

委員

「性同一性障害と呼ぶことがあります」とありますが、用語解説が性同一性障害なので、他の呼び方があるならいいんですが、そうでないなら「呼ぶことがあります」は表現的におかしいのはありませんか。

事務局

確認して、「呼んでいます」とかに表現を変えたいと思います。

会長

他にないようなので、次の前説をお願いします。

#### 事務局

それでは前説の部分について、ご説明いたします。

従前のご説明どおり1ページの目次の部分で、障害者の「害」をひらがなに、「ハンセン病患者」を「ハンセン病回復者」の表記に変更いたしました。

また、「アイヌ民族の人々」を「アイヌの人々」に、「インターネット等による人権侵害被害者」を「インターネット等による人権侵害」に変更いたしております。

次のページですが、「よる成果」を「よって勝ちとってきた権利」に「一層発揮するため、市民部に」を「一層発揮するため、機構改革により」に、意識調査年を最新の調査年の2009年と回答率75%から72.7%に変更しました。

この基本方針は既に策定しているので、『2009(平成21)年3月に策定しましたと、今回の基本方針の改訂は、2009(平成21)年3月の策定から5年後に見直しを行うこととしていたことに基づき、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、「新居浜市人権尊重まちづくり審議会」をはじめ市民の方々の提言・意見をお聴きしながら、「第一次改訂」として行ったものです。

また、震災や原発事故による風評被害や人権に関わる差別事象の現状から、「その他」の課題のなかで震災差別について新たに提起することとしました。』を追加いたしました。

次の基本理念(めざす社会)では、「行うほか、5年後を目途に必要な見直しを行うこととします。」に変更しました。

#### 委員

「必要に応じて見直しを実施し」は、後にも見直しがあるので、そっくりのけた方がいいと思います。

#### 事務局

区切りでは5年で見直しを行うのですが、その5年までに必要が生じた場合に見直しを行うということで書いています。

その間に法改正などがあった場合、5年が来る前に見直しを行うこともあり得るだろうと言うことです。

#### 委員

長いし、目途という言葉があるから除けたらいいと思いますが。

#### 事務局

分かりました、除けときます。

次に「身につく」を「身に付ける」に変更いたしました。

子どもを児童生徒に、用語解説の「指導方法の望ましい」を「望ましい指導方法」に「教育機能」を「養育力や教育力」に「進める」を「努める」にし、企業数も33から35に増えています。

用語解説の「するものとされ」を「しています」に「に接する」を「を取り扱う」に、また、(3) 人権救済制度の早期確立のところ、2003（平成15）年10月に衆議院の解散により廃案となりました。その後も国において引き続き検討が行われていますが、人権救済制度の早期の確立が大きな課題となっています。」を加えました。

以上ですので、ご審議のほど宜しくお願いします。

会長

この前説の分で、気が付いたところがありましたらお願いします。

委員

三枚目に○が付いている所があるのですが、(1)の基本方針の必要性のところ五行目のところに○が付いています。

事務局

現行が一字下がってなかったので、一字下がりの意味でつけております。

委員

課題別のところですが、最後の「その他」の項目の中には色々な差別が書かれてはいますが、社会生活のうえで、本当にこの中の課題に含まれていない、いち会社員の人権侵害であったり、いじめだったり実際には多いと思うので、身近で起こっている差別問題を取り上げ、「差別は許さないぞ」みたいに強く訴えてみてはどうですか、これでは「その他」になってないと思います。

事務局

この人権課題として挙げている課題の中に含まれない問題がありますよということですよ。

委員

そうです。「その他」の項目があるなら、ここに書いている性同一性障害や新しい課題などを入れて、最後に様々な人権課題と書いていますが、それだけじゃなく、こんな時代になっても「細かい差別も許しません」のようなものを入れてほしいと思います。



事務局

色々な人権課題がありますが、それ以外にも身近なところで差別、人権に関する問題があるので、そういった課題にも取り組んでいくということですね。

委員

13番の「その他」以外に、どのような差別があるのでしょうか教えてください。

委員

最近ではパワーハラスメントですかね、職場で部下をいじめる問題が出てきておりますが、挙げるとすれば別枠で挙げるか、「その他」に加えるかになります。組織企業のなかでは職場でのパワーハラスメントが問題になっていたりして、相談を受けたりもしています。

一応大きい人権問題は挙げているところですが、そういう具体的なものも入れてもいいとは思いますが、あまり入れていると、基本はみなさんが幸せに生きるため人権問題は解決して行かなければならないものなので、そういうやり取りがあったという事で。

委員

パワーハラスメントは、職場でのいじめや無視などがありますが沢山あるので、それを全部採り上げていたら大変なことになると思います。

委員

あんまり細部まで入れていると、「あれも、これも」になってしまう。

委員

そんなに細部までではないですが、子どもがいじめ等で亡くなったりしている事を考えると、課題に触れてない小さなことですが、この辺も認めるようにしていただけたらと思います。

委員

子どもの人権のところ、いじめ問題を採り上げております。

委員

前説のところでも、パワーハラスメントやいじめとか子育てのことがあります。どうでしょうか。

委員

確認をしたいと思います。

「1965（昭和40）年「同和対策審議会答申」を受けて、政府が1969（昭和44）年以降各種の特別対策を講じてきた結果、実態的差別は大きく改善され、2002（平成14）年には特別対策も終了しました。」と新居浜市はここで切っているわけですが、私が平成16～17年に県下を講演と行政懇談会で回ったのですが、同和対策審議会の答申を受け法律が制定されましたよね、この法律は2回から3回延長され平成14年に終了したが、新居浜市ではその後は「一般対策に移行する」が明記されていない。愛媛県下を回った結果としては一般対策に移行するという各理事者は、そういうお考えでありますけども、新居浜市はどうなんですかと確認しておきたい。

特別措置法が切れたことで綺麗になりますよね、しかし、一般対策に移行して続けて行くんなら、答申に出された内容の仕事をしろとか新居浜市に言っているわけではなく、この後、県下の市町村では一般対策に移行して出来ることを続けるんだと、現実に県下を回った結果、他市町の考えがわかりました。

新居浜市では、この文章で切ってますよね、これで差別はなくなったみたいに解釈されるんだから、新居浜市はどうなんですかと確認しているんです。

#### 委員

おっしゃるとおり、それまでの特別対策事業で行っていたものを一般対策事業で継続するのは当然と、この文書表現は確かに。

「存在しています。」で止めているのは確かに、「今後継続して行くべきであると」<sup>くだり</sup>件になってしかりと思います。

#### 事務局

特別対策では、法律の中で地域を特定して行ったもので、法律が失効したなかで、同和対策だけでなく、同じような課題、事業の必要性があるなら、他の地区と一緒にあって対応して行くという考え方です。

#### 委員

一般対策に移行するとは、地域内だけでこれをしてくれとか言わないということです。

だから、新居浜市はこれでよろしいのですかと確認しているので、どおしろ、こおしろとか言っているわけではなく、確認してですね、やはり付け加えるものなら加えるし、終わらせるなら終わらせて、終わらせているのに疑問を感じたから、初めから確認と言っているのです。

#### 委員

「実態的差別は大きく改善され、」のところが、全て改善されたともものと誤解される危険

性もあるので、その辺の表現を考えてみます。

会長

この辺りを検討して、誤解を生まないように考えてみてください。

委員

四枚目の裏、五行目の震災差別という言葉があるのですが、これはそのような言葉があるのですか。

事務局

色々、言い方はあるようですが、人権課題で震災差別といわれているかと言うと、まだ一般的ではありませんが、福島原発問題のなかで震災差別という表現をしている文書もあります。

事務局

この基本方針の改訂を行ったところを参考にしてきたのですが、震災以降に改訂した市町村では、この震災差別という言葉を使っていたので、引用させていただきました。

委員

人権施策の推進方針のところで、学習活動という受ける側で、教える側ではなく、施策を行うのは市であるので、細かいですが。

委員

あと、パワーハラスメントのところで、権力にカギ括弧が必要です。また、一人一人の間違いと取組の誤りがありますので、訂正しておいてください。

会長

他にないようでしたら、事務局より次回の日程など教えてください。

事務局

次回の予定ですが、11月初旬に予定しておりますので、宜しくお願いいたします。

なお、今回は本日ご指摘いただいたところの訂正と、概要版も内容はイコールなので、訂正した部分を書き直しますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

会長

それでは審議会を終わります。

